

辰野町移住体験施設(平出上野の家) 利用者募集要項

～ 静かで緑豊かな辰野町上野地区で一緒に暮らしましょう！ ～

1. 制度概要とお申込み

(1) 目的

辰野町及び上野地区の人口増加と地域活性化を図るための移住体験施設の利用者を募集します。

山林原野が 9 割近くを占める辰野町において、中山間地域の各集落では、ふるさとの農地や山林、伝統文化を一緒に守り、地域づくりに積極的に参加いただける方を求めています。

新しい場所での暮らしは不安がつきものですが、地域住民と知り合い、馴染みになるなかで、不安も解消され、貴方やご家族の新しいライフスタイルがきっと見つかります。

まずはお試し居住から始めてみませんか。

<辰野町平出上野地区について>

辰野町の東部、諏訪地域との境に位置する世帯数約 45 戸の小さな集落です。

昔から、有賀峠を越え、伊那と諏訪とを結ぶ重要な道路に沿って住居が立ち並ぶ路村でした。

七年目毎に行われる法性神社の御柱祭に奉納される「平出の騎馬行列」は、武家時代を彷彿させる華麗壮重なもので、煌びやかな衣装に着飾った殿様から足軽までりりしく、本陣へ振り込み振り出す際に行われる数々の洗練された所作が、沿道で見る人を魅了する辰野町の無形民俗文化財で、上平出・上野地区の人々が保存に努めています。商工業の事業所は僅かですが、農業面では、傾斜面を利用した畑地が大根・白菜・馬鈴薯等の高冷地作物の栽培に適しているとされています。



(2)お申込みの要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 辰野町外に住所を有すること。
 - ② 上野地区への移住を視野に、辰野町内への移住を検討いただけること。
 - ③ 期間中、生活の本拠地を当該施設に移し、申請者を含む利用者全員が住民票を異動したうえで、上野地区隣組に加入し、積極的に地域活動へ参加、地域住民と交流する意志があること。
 - ④ 転勤等による転入予定者ではないこと。
 - ⑤ 移住体験施設の存する自治会の活動等へ参加する意思があること。
 - ⑥ 暴力団員等またはこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
 - ⑦ 利用にあたり町が必要と認める信用調査等の審査に応じること。
- ※ ⑥⑦についてはご本人の承諾を得て、賃貸保証会社や警察等関係機関への照会を行います。

(3)賃貸借契約

- ① 辰野町が、地区内の空き家を移住体験施設として平成34年3月31日まで借上げ、改修して貸出を行う物件です。
- ② 利用者の方は、辰野町と定期賃貸借契約(契約期間は6ヶ月から1年未満)によりご利用いただきます。
- ③ 契約満了時、利用者ご本人と地元がともに継続の意向があれば、再契約による継続利用が可能です。(継続の期間は、所有者と町の賃貸借契約期間が限度となりますが、利用者と地元の意向によってさらなる継続利用または地区内への移住を町が調整する予定です。)
- ④ 賃貸借料は、月額3万円です。
- ⑤ 月々の賃貸借料には、電気料、ケーブルテレビ放送受信料、これにセットのインターネット使用料、上下水道料金を含みます。施設の修繕は町が負担しますが、燃料費や消耗品その他の経費は利用者の負担となります。
- ⑥ 施設及び周りの清掃や除草・除雪など住環境の維持管理は、原則として利用者負担ですが、たつの暮らし相談所が支援します。

(4)制限禁止行為

以下の制限行為をはじめとする契約上の遵守事項、公の秩序に反する行為等をした場合は、直ちに強制退去となります。

なお、町は、防火上や火災の延焼、施設の保全その他管理上必要があるときは、利用者の承諾を得ることなく、施設内に立ち入りができるものとします。

- ① 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- ② 当該施設における事業の開業(町と上野地区が特に認めた場合は除く。)
- ③ 興行、展示会、その他これに類する催し
- ④ 文書、図書、その他の印刷物の貼付・配布、看板等の広告掲示

- ⑤ 政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為
- ⑥ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- ⑦ 銃刀剣類や爆発性、発火性を有する危険な物品の持ち込み、製造、保管
- ⑧ 配水管等を腐食させる液体を流入
- ⑨ 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育(観賞用の小鳥や魚、犬、猫等で適正な飼育管理と近隣に迷惑をかけるおそれがないものとして、町と上野地区が特に認めた場合は除く。)
- ⑩ 大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器の演奏
- ⑪ 施設の全部又は一部の転貸、又は権利の譲渡
- ⑫ 町への届け出なく5日以上継続して当該施設を留守にすること
- ⑬ 増築、改築、移転、改造、塗替え、模様替え、敷地内への工作物の設置
- ⑭ あらかじめ届け出た利用者以外の者の長期滞在
- ⑮ その他近隣の住民に迷惑を及ぼす行為や施設の趣旨にふさわしくない行為

(5)留意事項

- ① ご要望に応じ、町内の案内や就労・起業支援を含む移住後のプランに合わせた関係者と引き合わせ等のご案内もいたしますので、お気軽にご相談ください。
- ② 上水道は地元管理の簡易水道であり、水圧・水量不足等が生じることがあります。また、著しく使用量が多いと(月 50 m³以上)、給水制限を行う場合があります。
- ③ 下水道は合併浄化槽 7 人槽であり、著しく使用量が多いと浄化処理に支障をきたす場合があります。

(6)お申込み

- ① 利用を希望される方は、たつの暮らし相談所にお申込みください。
- ② お申込み後、書類審査と面談(複数回になることがあります。)を行い、上野地区の承認を経て、利用の可否を決定して、通知します。
- ③ 将来、地域になじんでいただけそうか、施設を有効に利用いただけそうか、辰野町と上野地区への移住の思い等が審査の基準となります。

<お問合せ・お申込先>

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地

たつの暮らし相談所 (辰野町まちづくり政策課内)

電話 0266-41-1111(内線 2222) FAX 0266-41-3976 E-mail: tyakuba@town.tatsuno.lg.jp

2 施設紹介

辰野町移住体験施設(平出上野の家)



所在地	辰野町大字平出 3641 番地 1
賃貸借料	月額 3 万円(電気料、TV放送受信料、インターネット通信料、上下水道料込み)
建築年	昭和 54 年 5 月(本事業に伴い平成 28 年に一部改修)
上下水道	上下水道あり(簡易水道、合併浄化槽 7 人槽)
設備	冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ、バス・洗面台・水洗トイレ(洋式)・CATV・無線 LAN 等
その他	敷地内に駐車スペース・離れ有

【間取り】 部屋数が多いので多世代家族の利用も可能です。(定員 7 名まで)

